

平成24年度及び平成25年度 新保険料率（案）算定資料

## 【目次】

1	新保険料率（案）	1 頁
2	保険料率の算定について	2 頁
3	平成 2 4 年度・平成 2 5 年度の費用額及び収入額の内訳について	3 頁
4	平成 2 4 年度・平成 2 5 年度の保険料率の算出方法について	4 頁
5	不均一保険料率について	6 頁

# 平成24年度及び平成25年度の保険料率（案）について

## 1 新保険料率（案）

### (1) 平成24年度及び平成25年度新保険料率（案）

均等割額	41,860円
所得割率	0.0825 (8.25%)

※ 保険料率の算定内容については、2頁以降をご参照ください。

### (2) 保険料の構成

保険料は、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割）と、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割）から構成され、被保険者個人単位で計算されます。また、保険料の賦課には限度額を設けており、平成20年度から23年度においては、1人あたりの賦課限度額を50万円と設定しております。なお、平成24年度より賦課限度額は、1人あたり55万円に引き上げを予定しております。（※賦課限度額の変更は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令改正によるもの）

### (3) 現行保険料率と新保険料率（案）の比較

現行保険料率	
均等割額	40,300円
所得割率	7.75%
賦課限度額	50万円



新保険料率（案）	
均等割額	41,860円
所得割率	8.25%
賦課限度額	55万円

新保険料率では現行保険料率と比べ、均等割額及び所得割率ともに増加します。

- ① 均等割額・・・1,560円増
- ② 所得割率・・・0.5ポイント増

## 2 保険料率の算定について

### 保険料の賦課

高齢者の医療の確保に関する法律第104条により、市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収し、その保険料については、広域連合が保険料率を設定し、被保険者に対して保険料を賦課します。保険料率は、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように設定しなければなりません。

### 賦課総額の算出

保険料率算定の基礎となる賦課総額は、平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合計額（療養給付費等や審査支払手数料また葬祭費など）から、同2年度の収入の見込額の合計額（国・県・市町村の公費負担や後期高齢者交付金など）を控除して得た額（保険料収納必要額）を予定保険料収納率で除して算出します。

### 均等割額・所得割率の算出

算出した賦課総額は、均等割総額（被保険者に等しく賦課される均等割額の総額）と所得割総額（被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される所得割額の総額）に按分され、その均等割総額を基に、被保険者個人ごとに賦課する均等割額を算出し、所得割総額を基に、被保険者個人ごとの旧ただし書所得（基礎控除後の総所得金額等）に乗じて所得割額を賦課するために用いる所得割率を算出します。

### 保険料等剰余金の活用

国の指示では、平成24年度及び平成25年度の保険料率の設定について、保険料等剰余金を活用することにより、保険料の増加を一定程度抑制するよう努めることとされています。

こうした指示のもとに埼玉県広域連合では、平成20年度、21年度の被保険者1人あたりの保険料と同等となるよう、平成20年度以降の剰余金75億円を活用します。

### 3 平成24年度・平成25年度の費用額及び収入額の内訳について

平成24年度及び平成25年度の費用額合計		
内 訳	療養給付費等 (一部負担金を除く)	1,088,979,957 (千円)
	審査支払手数料	3,240,283 (千円)
	財政安定化 基金拠出金	921,264 (千円)
	特別高額医療費 共同事業拠出金	194,600 (千円)
	健康診査委託料	3,334,725 (千円)
	葬祭費	4,130,000 (千円)
費用額合計		1,100,800,829 (千円)

平成24年度及び平成25年度の収入額合計		
内 訳	国庫負担金 (高額医療費公費負担含む)	260,187,727 (千円)
	埼玉県負担金 (高額医療費公費負担含む)	89,185,976 (千円)
	市町村負担金	85,500,876 (千円)
	普通調整交付金	72,683,980 (千円)
	特別調整交付金	527,654 (千円)
	後期高齢者交付金	461,522,911 (千円)
	特別高額医療費 共同事業交付金	194,600 (千円)
	国の補助金	666,945 (千円)
	保険料等剰余金	7,500,000 (千円)
収入額合計		977,970,669 (千円)

※ 年度別の費用額・収入額の内訳や見込方法、積算根拠については、別冊『平成24年度・平成25年度費用額及び収入額推計資料』をご参照ください。

## 4 平成24年度・平成25年度の保険料率の算出方法について

### (1) 保険料収納必要額の算出

$$\text{◆ 費用額合計} - \text{収入額合計} = \text{保険料収納必要額}$$

$$1,100,800,829 \text{ 千円} - 977,970,669 \text{ 千円} = 122,830,160 \text{ 千円}$$

### (2) 賦課総額の算出

$$\text{◆ 保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} * 1 = \text{賦課総額}$$

$$122,830,160 \text{ 千円} \div 99.04 \% = 124,020,760 \text{ 千円}$$

\* 1 予定保険料収納率 = 特別徴収割合 + (1 - 特別徴収割合) × 普通徴収収納率  
平成21、22年度の平均特別徴収割合 (55.95%) 及び平均普通徴収収納率 (97.81%) から算出しています。

### (3) 均等割総額及び所得割総額の算出

賦課総額を、所得係数 \* 2を用いて均等割総額と所得割総額に按分します。

$$\text{◆ 賦課総額} \times \{ 1 \div (1 + \text{所得係数}) \} = \text{均等割総額}$$

$$124,020,760 \text{ 千円} \times \{ 1 \div (1 + \underline{1.20478479943} * 2) \} = 56,250,732 \text{ 千円}$$

$$\text{◆ 賦課総額} - \text{均等割総額} = \text{所得割総額}$$

$$124,020,760 \text{ 千円} - 56,250,732 \text{ 千円} = 67,770,028 \text{ 千円}$$

\* 2 所得係数 = 当該広域連合1人当たり所得額 (615,939円) ÷ 全国1人平均所得額 (511,244円) = 1.20478479943  
平成23年度普通調整交付金 (暫定値) における所得額を使用しています。

#### (4) 均等割額（被保険者個人単位）の算出

均等割総額 ÷ 平成24年度及び平成25年度の平均被保険者数の合計\*3 = 均等割額

56,250,732 千円 ÷ 1,343,768人\*3 = 41,860 円

\*3 平成24年度平均被保険者数見込=651,347人、平成25年度平均被保険者数見込=692,421人  
2か年度合計=1,343,768人

均等割額については、10円未満の値を切捨て、『**41,860円**』となります。

#### (5) 所得割率の算出

所得割総額 ÷ 2か年度分の旧ただし書所得の合計額 = 所得割率

67,770,028 千円 ÷ 821,636,862 千円 = 0.082481727797651

所得割率については、少数点以下第5位を切上げ、『**0.0825 (8.25%)**』となります。

#### (6) 被保険者1人あたりの保険料（所得割・均等割軽減前）の算出

賦課総額 ÷ 平成24年度及び平成25年度の平均被保険者数の合計 = 被保険者1人あたりの保険料

124,020,760 千円 ÷ 1,343,768 人 = 92,293 円

※ 上記の被保険者1人当たりの保険料については、所得割軽減と均等割軽減を行う前の金額となっています。

## 5 不均一保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率は同一広域連合内においては、均一であることが原則ですが、一定の要件を満たす地域及び市町村については不均一保険料率の特例を実施することができます。

### (1) 不均一保険料率該当要件

- ◆ 離島その他医療の確保が著しく困難である地域（高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項）  
この要件に該当する地域については、恒久措置として不均一保険料率が設定できます。

※ 埼玉県では、該当する地域はありません。

- ◆ 療養給付に要する費用が著しく低い市町村（高齢者の医療の確保に関する法律附則第14条第1項）  
平成15年度から17年度までの一定期間の当該市町村の1人当たり老人医療給付費が、広域連合内の同期間の1人当たり平均老人医療給付費に対して20%以上低く乖離している市町村に住所を有する被保険者については、経過措置として、制度開始（平成20年度）から6年間、不均一保険料率を設定し、段階的に均一保険料率に近づけていきます。

※ 埼玉県では、小鹿野町が該当しています。（老人医療給付費が県内平均より31.8%低い）

### (2) 不均一保険料率の算出方法

小鹿野町の1人当たり老人医療給付費は県内平均と31.8%乖離しているため、給付費をもとにした保険料率は、均一保険料率の**68.2%**（ $1 - 0.318 = 0.682$ ）となります。

上記の31.8%と68.2%の数値の他に、次の経過的調整率を使用して、2年度ごとの均一保険料率に対する割合を算出します。

【経過的調整率】	【均一保険料率に対する割合】
① 平成20年度及び平成21年度・・・3/6	⇒ ① $0.682 + 0.318 \times 3/6 = 0.841$
② 平成22年度及び平成23年度・・・4/6	⇒ ② $0.682 + 0.318 \times 4/6 = 0.894$
③ <b>平成24年度及び平成25年度</b> ・・・5/6	⇒ ③ $0.682 + 0.318 \times 5/6 = \underline{\underline{0.947}}$

不均一保険料率は、均一保険料率（均等割額・所得割率）に上記の均一保険料に対する割合を乗じて、算出します。



(3) 平成24年度及び平成25年度不均一新保険料率(案)

小鹿野町	均等割額	<b>39,640 円</b> = 41,860円 (均一保険料) ×0.947
	所得割率	<b>0.0782 (7.82%)</b> = 0.0825 (均一保険料) ×0.947

(4) 小鹿野町の現行保険料率と新保険料率(案)の比較

現行保険料率		➔	新保険料率(案)	
均等割額	<b>36,020円</b>		均等割額	<b>39,640円</b>
所得割率	<b>6.93%</b>		所得割率	<b>7.82%</b>

不均一保険料率については、均一保険料率に対する割合が、平成22年度及び平成23年度より高くなるため、不均一新保険料率は均等割額、所得割率ともに現行より増加します。

- ① 均等割額 . . . . . **3,620円増**
- ② 所得割率 . . . . . **0.89ポイント増**